

富山地方最低賃金審議会

第1回 富山県最低賃金専門部会 議 事 要 旨

開 催 日 時	令和3年 7月21日（水） 午後4時00分～午後5時00分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主 要 議 題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 富山県最低賃金専門部会運営規程について 3 富山県最低賃金審議運営事項について 4 専門部会の審議日程について 5 参考人の意見聴取について 6 地域別最低賃金額改定の目安について（補足） 7 労働経済等関係指標について（補足） 8 最低賃金に関する基礎調査結果について（補足） 9 生活保護関係資料について 10 労使各側の基本的主張について 11 金額等審議		
議事要旨・議事録	1 部会長に柳原委員、同代理に長尾委員を選出した。 2 富山県最低賃金専門部会運営規程を原案のとおり決定した。 3 第2回本審で決定した富山県最低賃金審議運営事項について確認した。 4 審議日程を原案のとおり決定した。 5 参考人の意見聴取について、労使双方とも意見書の提出を行わないことを確認した。 6 地域別最低賃金額改定の目安、労働経済等関係指標、最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から補足説明がなされた。 7 富山県における生活保護費と最低賃金の比較について、事務局から説明がなされた。 8 労使各側から基本的主張がなされた。 (1) 労働者側の主張 ① 「2008年円卓合意」「2010年雇用戦略対話」を大事にし、個人消費拡大による内需拡大によって経済の回復を図るとともに、最低賃金近傍で働き社会を支え続けている労働者に報いるためにも、「時給1,000円」を目指していかなければならない。 ② 今春闘において、県内では2%を超える賃金改善や初任給引上げが進められており、組織労働者が獲得した労働条件を、未組織労働者にも波及させていくべきである。 ③ 地方から都市部への労働力流失の防止や優秀な人材確保等の観点から、アフターコロナを展望する上でも、地域間格差の是正が必要である。 ④ 中小事業者が継続して賃上げしやすい環境整備を行い、企業の支払能力を高めることが必要である。 ⑤ 公労使の三者構成を大事にし、全会一致、10月1日発効を目指したい。 (2) 使用者側の主張 ① 引上げ額の目安28円は、政府方針に配慮した結果と考えられるが、全国加重平均が1,000円になるまで毎年機械的に引き上げるのではなく、県内の中小企業の経営実態を踏まえた審議を行うべきである。 ② 企業の業況判断は持ち直しの状況も見られるが、先行きはまだまだ不透明である。 ③ 企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃上げ率など平均的な状況に着目するのではなく、影響の深刻な業種の経営状況や支払余力に焦点を当てるべきである。 ④ 最低賃金の決定に当たっては、法に定める3要素に基づき議論すべきであり、取り分け、コロナ禍の現状においては、雇用維持のためにも、通常の事業の賃金支払能力を最も重視すべきである。 ⑤ 中賃の目安に流されず、県内の中小企業を取り巻く経営環境を認識の上、例年にも増して慎重な審議を求める。 9 令和3年7月28日に第2回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。		